

令和8年度事業計画書

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の趣旨に基づき生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図るための諸事業を推進する。

令和8年度は次に掲げる事業を実施し、業界の活性化を図りながら生衛業の振興発展に努める。

I 企画・運営に関する事業

- 1 理事会・評議員会を開催し、運営の適正を図る。
- 2 定期監査を受け、運営の適正を図る。

II 補助金事業（生活衛生関係営業指導事業）

1 相談指導事業

（1）生活衛生営業相談室運営事業

生活衛生営業指導センター内に相談受付窓口を設け次の業務を行う。

- ア 関係業者に対する経営・融資・衛生・労務等の指導
- イ 消費者等の苦情受付

（2）税務相談等事業

県下主要地区2カ所（薩摩川内市、鹿屋市）で管内の組合支部役員及び経営特別相談員を対象に税務全般について理解を深めてもらうため、税理士による税務講習及び相談会を開催する。

（3）地区生活衛生営業相談指導事業

県下主要地区8カ所（県内各保健所で実施する食品衛生責任者講習会等の場を活用）において、相談室を設け、指導センター業務・日本政策金融公庫の融資制度・組合加入のメリットについて説明することで業者の利便性を図るとともに経営・融資等の相談指導を行う。

（4）相談指導顧問設置事業

生衛業の経営の健全化を図るため、相談指導顧問として委嘱した中小企業診断士による個別の経営診断・経営指導等を実施する。

（5）経営指導員巡回指導事業

経営指導員が県内全域を対象に生衛業者の店舗を訪問し、衛生水準の維持向上や融資等の巡回相談指導及び情報提供を行う。特にクリーニング師研修会開催時は、研修会受講指導のため対象業者訪問に重点をおく。

(6) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

生活衛生関係営業経営改善資金活用の適正化と経営特別相談員活動の促進指導

(7) 相談支援連絡協議会事業

県下主要地区（公庫支店所在地3カ所）で経営特別相談員による指導活動の活性化等を図るため、生活衛生同業組合役員等と日本政策金融公庫職員との協議会を開催する。（鹿児島市での開催を2回とし、計4回の開催）

2 情報化整備事業

(1) 生衛業ネットワークシステムの有効活用により、相談指導業務の効率化を図る。

(2) ホームページを活用し、研修会情報、組合加入案内情報、衛生（食中毒・感染症）情報等を随時提供し、衛生水準の維持向上を図る。

3 後継者育成支援事業

(1) 後継者育成支援事業企画・評価協議会の開催

委員14名（各組合、教育行政、職安、県）で組織し、事業の実施計画の策定及び実施結果の評価等を行う。

(2) 職場体験学習（インターンシップ制度）等の実施

店舗・施設での受入、出前授業の実施、特設会場での職場紹介等を通じ、生衛業が直面している後継者の課題の緩和を図る。

4 健康・福祉対策推進事業

(1) 生衛業における感染症や食中毒の発生を防止するための衛生水準の維持向上を図る衛生講習会の実施

(2) 地域福祉の増進に貢献するためのゲートキーパー講習会等の実施

Ⅲ 受託事業

1 鹿児島県からの委託を受け次の事業を行う。

(1) 日本政策金融公庫生活衛生融資一般貸付推薦書交付事務

2 全国指導センターからの委託を受け次の事業を行う。

(1) クリーニング師研修及び業務従事者講習の開催

(2) 経営特別相談員の研修会を開催

(3) 経営状況調査の実施

(4) 景気動向調査の実施

(5) 生活衛生関係営業経営支援事業の実施

(6) サウナ営業融資審査会の実施

IV 生活衛生同業組合育成に関する事業

- 1 生活衛生同業組合の振興計画の策定及び事業促進等の指導
- 2 機関誌「生衛かごしま」を発行し、啓蒙指導を図る。
- 3 生活衛生関係営業者の生活衛生同業組合への加入促進
- 4 生活衛生功労者の表彰推薦
(生活衛生功労関係叙勲・褒章、厚生労働大臣表彰、県知事表彰等)
- 5 衛生水準の確保・向上事業、生活衛生同業組合活動推進月間に係る各種事業の推進

V 標準営業約款登録に関する事業

生活衛生関係営業者及び消費者に対し、標準営業約款制度の周知に努めるとともに、関係生活衛生同業組合と連携を密にし登録促進を図る。

生活衛生営業衛生確保・振興指導事業計画書

1 相談指導事業
 (1) 相談室運営事業

ア 相談室構成員

職 名	氏 名	設置年月	備 考
経営指導員	山 口 学	R 5.4	常 勤
	原 田 浩 行	R 8.4	常 勤
	東 郷 久 志	R 8.1	常 勤
経営特別 相談員 (50名)	花 増 修 一	H21.4	理 容
	内 園 重 行	H21.4	理 容
	吉 永 直 光	H21.4	理 容
	前 東 宗 明	H21.4	理 容
	宮 脇 江利子	R 3.4	理 容
	尾 上 光	R 8.4	理 容
	寺 山 幸 延	H22.4	美 容
	山 元 一 輝	H22.4	美 容
	上堂菌 睦 夫	H24.4	美 容
	鱒 坂 尚 賢	R 5.4	美 容
	永 山 正 彦	R 5.4	美 容
	重 留 佐代子	R 8.4	美 容
	鈴 木 民	R 8.4	美 容
	牧之内 一 朗	H18.4	クリーニング
	鈴 木 俊 二	H20.4	クリーニング
	福 井 清 信	H20.4	クリーニング
	大 迫 正 明	R 2.4	クリーニング
	新 越 進	R 2.4	クリーニング
	梶 和 嗣	R 2.4	クリーニング
	田 中 和 代	R 8.4	クリーニング
	福 丸 宏 二	H20.4	公衆浴場業
	平 田 奈 々	H25.4	公衆浴場業
	西 正 博	R 8.4	食 肉
	鮫 島 由美子	R 8.4	食 肉
	木 原 清	H27.4	す し 商
	米 川 淳 司	R 2.4	す し 商
行 船 剛 志	H31.4	ホテル旅館	
鮫 島 良 孝	R 8.4	ホテル旅館	

経営特別 相談員	永田 幸一郎	H17.4	喫茶飲食
	花牟禮 大作	H24.4	喫茶飲食
	前田 俊弥	H27.4	喫茶飲食
	中野 功二	H30.4	喫茶飲食
	浮辺 智史	R 8.4	喫茶飲食
	古澤 博文	H10.4	社交飲食業
	里原 あけみ	H20.4	社交飲食業
	政井 禎久	R 3.4	社交飲食業
	柿本 則博	R 5.4	社交飲食業
	米 亜希子	R 5.4	社交飲食業
	肥後 めぐみ	R 8.4	社交飲食業
	坂元 静香	R 8.4	社交飲食業
	木村 まり子	H 6.4	飲食業
	小山 光義	H16.4	飲食業
	水川 保人	H31.4	飲食業
	奥平 博文	R 2.4	飲食業
	若松 愛美	R 5.4	飲食業
	外菌 善文	R 5.4	飲食業
	平山 等	R 5.4	飲食業
	上谷田 学	R 5.4	飲食業
上田 多香	R 8.4	飲食業	
白木川 雅美	R 8.4	飲食業	
事務職員	吉田 麻紀	H27.7	常勤

(注) 経営指導員について「常勤」、「非常勤」の別を備考欄に記入すること。

イ 窓口相談の実施計画(通信・電話による相談を含む)

対象業種	指導延日数	指導件数								備考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理容	20	20	1	2	1	10	5	2	41	
美容	20	20	0	1	0	10	10	3	44	
クリーニング	30	30	10	1	0	10	5	10	66	
公衆浴場業	15	15	1	1	2	10	4	2	35	
食肉	5	5	0	0	0	2	3	0	10	
すし商	10	10	1	0	1	3	5	2	22	
ホテル旅館	20	20	0	1	2	10	9	3	45	
喫茶飲食	30	30	5	3	0	15	6	3	62	
社交飲食業	40	40	2	5	1	20	10	2	80	
飲食業	50	50	10	6	3	40	23	3	135	
合計	240	240	30	20	10	130	80	30	540	

(注) 指導件数欄、主として行う指導項目を記入すること。

(2) 税務相談等事業

税理士による税務相談体制整備

雇上人員	雇上期間	延日数	備考
2人	R9年1月 ～ R9年2月	2日	2地区(薩摩川内市・鹿屋市)で税理士による税務相談会を開催

(3) 地区生活衛生営業相談指導事業

地区生活衛生営業相談室開催計画

地区相談室設置地区	回数	派遣人員(延)	職名(指導員等)	備考
南さつま市	1回	2	経営指導員	
薩摩川内市	2回	4	〃	
出水市	1回	2	〃	
霧島市	2回	4	〃	
志布志市	1回	2	〃	
鹿屋市	1回	2	〃	
屋久島町	1回	2	〃	
徳之島町	1回	2	〃	
計8カ所	延べ10回	20人		

(4) 相談指導顧問設置事業

委嘱人員	委嘱期間	延日数	相談指導件数	備 考
1名	R8年4月1日 ～ R9年3月31日	4日	4件	委嘱した中小企業診断士による新規営業者を対象とした経理や経営等に関する相談指導を実施

(5) 経営指導員による巡回指導の実施計画

区分	対象業種	指導 延日数	指導件数								備考
			融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
営業所 に対して 行うもの	理 容	25	20	1	2	1	20	5	10	59	組合員 及び営 業者
	美 容	25	20	1	2	1	20	5	10	59	
	クリーニング	40	50	1	2	1	40	5	40	139	
	公衆浴場業	10	10	1	2	1	10	2	0	26	
	食 肉	10	5	1	2	1	5	1	0	15	
	すし商	10	5	1	2	1	5	2	0	16	
	ホテル旅館	20	15	1	2	1	15	5	0	39	
	喫茶飲食	20	20	1	2	1	15	10	0	49	
	社交飲食業	10	10	1	2	1	10	5	0	29	
	飲 食 業	30	30	1	2	1	30	15	10	89	
	合 計	200	185	10	20	10	170	55	70	520	
相談所等 を開設し 行うもの	理 容	10	10	1	2	1	10	5	5	34	相談室 等開設 数 8カ所 南さつま市 薩摩川内市 出水市 霧島市 志布志市 鹿屋市 屋久島町 徳之島町
	美 容	10	10	1	2	1	10	5	5	34	
	クリーニング	10	10	1	2	1	10	5	5	34	
	公衆浴場業	10	5	1	2	1	5	2	0	16	
	食 肉	10	10	1	2	1	10	2	0	26	
	すし商	10	5	1	2	1	5	3	0	17	
	ホテル旅館	10	10	1	2	1	10	3	0	27	
	喫茶飲食	10	10	1	2	1	10	5	0	29	
	社交飲食業	10	10	1	2	1	10	5	0	29	
	飲 食 業	20	20	1	2	1	20	10	5	59	
	そ の 他	5	5	0	0	0	5	0	0	10	
合 計	115	105	10	20	10	105	45	20	315		

(注) 指導件数欄は、主として行う指導項目を記入すること。

(6) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導の実施計画

生活衛生関係営業経営改善資金融資指導

対象業種	特別相談員数	融資指導件数	融資指導延日数	備考
理容	6	6	12	
美容	7	7	14	
クリーニング	7	7	14	
公衆浴場業	2	2	4	
食肉	2	2	4	
すし商	2	2	4	
ホテル旅館	2	2	4	
喫茶飲食	5	5	10	
社交飲食業	7	7	14	
飲食業	10	10	20	
合計	50	50	100	

(7) 相談支援連絡協議会事業

開催日程	出席予定人員	内容	備考
4日	100人	経営特別相談員等による指導活動の活性化等について協議 (特相員・組合役職員等)	県下3地域の4会場で実施。 地域の特相員等を対象とする。

2 情報化整備事業

事項	内容
生衛業ネットワークシステムの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの維持管理 全国生活衛生営業指導センターが構築しているネットワークへの参加及び適正な維持管理及び円滑な使用環境の確保 ホームページの管理指導センター紹介、経営相談、公庫融資関係等の情報提供クリーニング師研修、食中毒・感染症情報、災害対応臨時相談窓口設置情報等の提供
生衛業者情報の蓄積及び更新	保健所情報、当指導センター情報の定期的な更新

3 後継者育成支援事業

事 項	内 容
後継者育成支援事業企画・評価協議会	<p>後継者育成支援事業を実施するため、「後継者育成支援事業企画・評価協議会」を設置し、事業の実施計画の策定、実施結果の評価を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 構成委員 14人 (業界11人、教育関係者1人、行政2人) 2 開催回数 2回 3 協議内容 ・実施計画の策定 ・実施結果の評価 4 報告書の作成
体験学習支援	<p>協議会で策定した実施計画に基づき、店舗（施設）での体験学習の受け入れ及び出前授業を実施し、中学生や高校生等を対象とした職業紹介と職業体験により、生衛業就業への支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校等教育機関との連絡調整 (2) 受け入れ施設との連絡調整 (3) 受け入れ施設への支援 (4) 実施結果のとりまとめ 2 体験学習受入者数 300人 3 体験学習受入施設数 60施設

4 健康・福祉対策推進事業

事 項	内 容
感染症拡大防止対策及び地域福祉の増進	<p>講習会の開催</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会場数 県下10会場 2 受講者数 400人 3 講習内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症予防対策（ノロウイルス等） (2) 食中毒の基礎知識と予防対策 (3) 各業種における衛生管理のポイント (4) 高齢者・障害者等への対応に関する基礎知識